

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 21 年 9 月 9 日みやき町営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）浜田・納江・水門地区の施行に同意した。

平成 21 年 9 月 18 日

佐賀県知事 古 川 康